平成２４年（フ）第２３７７号
横浜市栄区若竹町47番７　テラス長瀬101、住民票上の住所福岡県大牟田市西浜田町14番地10
債務者　小田口高春
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５３８号
神奈川県高座郡寒川町宮山65番地１
債務者　五十嵐　温
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５６４号
横浜市磯子区丸山１丁目６番１―206号
債務者　佐藤　敬子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５７０号
横浜市青葉区すみよし台29番地４　ビラすみよし台403
債務者　河井　哲也
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６２１号
横浜市神奈川区六角橋２丁目28番18―201号
債務者　黒澤　麻樹
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６２５号
横浜市金沢区六浦４丁目12番13号　201
債務者　田口　泰庸
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６３１号
横浜市磯子区岡村７丁目３番14号
債務者　長谷川　斉
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３８号
北海道帯広市西17条南４丁目47番20号
債務者　横田　洋輔
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１０２３号
東京都国分寺市東元町３丁目30番７号さくら国分寺ハウス101
債務者　水野　辰己
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月14日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１６１号
東京都東村山市本町４丁目３番地18サンハイム久米川103
債務者　山野　　恵
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月14日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１６２号
東京都東大和市新堀１丁目1421番地の１ルシエーナ東大和201号
債務者　末吉　信子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月14日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２５７６号
神奈川県海老名市中河内1392番地の16
債務者　佐藤　美香
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２８５号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目52番３―607号
債務者　工藤　康文
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２９６号
東京都日野市神明４丁目20番地の５サンハイム102
債務者　高橋　美帆
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３２８号
広島市南区東雲本町２丁目13番５―407号
破産者　新谷　　聡
1　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
2　一般調査期日　平成25年２月27日午前10時30分
平成24年12月17日　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１１号
広島市安佐南区八木９丁目20番７―301号
破産者　服部　正春
1　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
2　一般調査期日　平成25年３月18日午後３時
平成24年12月17日　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７号
福井県坂井市春江町石塚第54号13番地
破産者　齊藤　絹子
1　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
2　一般調査期日　平成25年２月５日午後３時15分
平成24年12月18日　福井地方裁判所民事部破産係